

# 税 務 だより



## 税に関する手続きのお知らせ

### 家屋を取り壊したら

#### 登記あり家屋

法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

#### 登記なし家屋

役場税務課で取り壊し届を提出してください。

### 原動機付自転車および小型特殊自動車

#### 廃車・譲渡したら

ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

#### 購入したら

販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

### 原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

#### 三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所

#### 普通自動車・小型自動車・126cc

#### c以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

## 家屋調査にご協力を

令和5年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋については、令和6年度から固定資産税の課税対象となるため、対象の方に家屋調査の依頼文書を順次発送しています。

これは、建物（居宅・車庫・物置等）の構造や使用されている資材を調査して、固定資産税を算出するためのものです。事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。調査は、家の中に入らせていただきます。建築確認や建築図面などをもとに各部屋の資材を確認させていただきます。ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課 ☎95-111-13

## 小牧税務署からのお知らせ

- 確定申告は、ご自宅からスマホやパソコンで申告書を作成し、e-Tax(電子申告)にて提出できます。書面で申告書を作成した方は、郵送にて提出できます。
  - 多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、①マイナンバーカードと②マイナンバーカード読取対応のスマホまたは ICカードリーダーがあれば、ご自宅からe-Tax(電子申告)を利用して申告書を提出できます。
  - 相談は、国税庁ホームページ掲載のチャットボットや電話による相談(確定申告電話相談センター)ができます。
- ※ チャットボットは、AI(人工知能)を活用して自動で回答するウェブサービスです。国税庁ホームページから利用できます。
- 令和5年分の確定申告会場は、「小牧勤労センター」です。

### 確定申告会場

